

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方
水道企業団
広報

すいどう



No.51 令和5年1月



もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 企業長あいさつ／理事会・議会・監査委員
双葉地方水道企業団議会報告
- P3 令和3年度決算の概要
- P4 広野町における小山浄水場系給水区域の拡大について
- P5 富岡町北部配水管布設工事のお知らせ
- P6 水道メーターの点検について（お願い）
漏水の確認方法について
- P7 小学生の皆さんが浄水場見学にきました
安全パトロールを実施しました
- P8 お知らせ



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小墾字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385

新年のごあいさつ



双葉地方水道企業団
企業長 **松本 幸英**

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、平素より当企業団の業務に特段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、スキルアップやサービスの向上、防災訓練の実施により災害に強い体制づくりを構築するとともに、前年度より引き続き今後の水道事業に関わる施設整備・更新等の事業量の把握等を行い長期的な基本計画を策定しているところであります。

新型コロナウイルス感染症においては、昨年を上回る感染拡大が生じる可能性に加えて季節性インフルエンザとの同時流行が予想され、感染拡大の収束には依然として程遠い状況ではありますが、感染防止対策として最も効果があり、誰でも簡単にできる「手洗い・うがい」で、身近な水道水を感染予防にお役立ていただければ幸いです。

最後になりますが、今年一年の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。

理事会・議会・監査委員 (令和4年12月1日現在)

双葉地方水道企業団理事会

企業長	松本 幸英	(檜葉町長)
副企業長	山本 育男	(富岡町長)
理事	遠藤 智	(広野町長)
理事	吉田 淳	(大熊町長)
理事	伊澤 史朗	(双葉町長)

双葉地方水道企業団監査委員

代表監査委員	坂本 和久	(富岡町)
監査委員	松本 和也	(檜葉町)

双葉地方水道企業団議会

議長	宇佐神 幸一	(富岡町議会議員)
副議長	坂本 洋	(檜葉町議会議員)
議員	小磯 利雄	(広野町議会議員)
議員	北郷 伯弘	(広野町議会議員)
議員	関本 範貞	(檜葉町議会議員)
議員	高野 匠美	(富岡町議会議員)
議員	阿部 光國	(大熊町議会議員)
議員	木幡 ますみ	(大熊町議会議員)
議員	高萩 文孝	(双葉町議会議員)
議員	小川 貴永	(双葉町議会議員)



双葉地方水道企業団議会報告

令和4年第2回双葉地方水道企業団議会定例会報告

令和4年8月24日(水)、令和4年第2回議会定例会が、小山浄水場管理本館(檜葉町)で開催されました。

監査員の選任、条例の改正及び令和3年度各会計利益の処分及び決算の認定、令和4年度各会計補正予算の7議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。



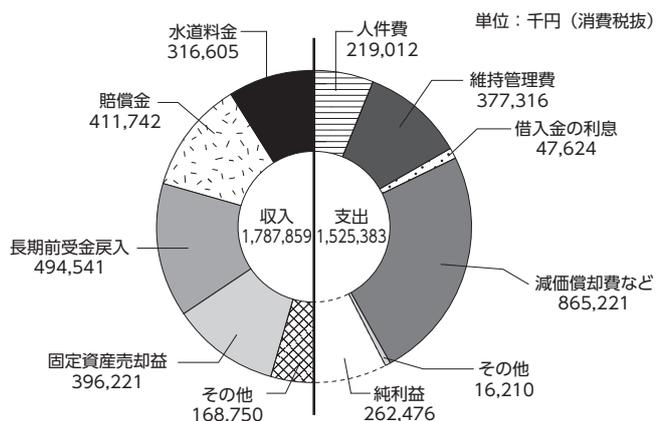
令和3年度決算の概要

水道事業会計

■ 収益的収支 ■

(水道水を作りお届けするための収入と支出)

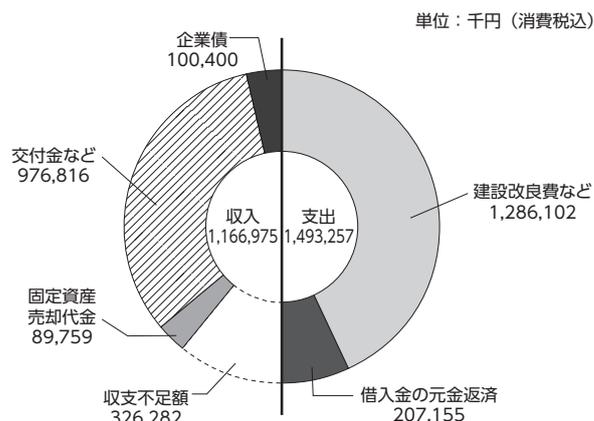
収益的収支の収入合計は17億8,785万9千円、支出合計は15億2,538万3千円で、2億6,247万6千円の純利益となりました。この純利益で、前年度からの繰越欠損金を補填し残りの欠損金8億3,178万9千円を未処理欠損金として翌年度へ繰り越しました。



■ 資本的収支 ■

(水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支の収入合計は11億6,697万5千円、支出合計は14億9,325万7千円で、3億2,628万2千円の収支不足が発生しました。この収支不足額は、内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない費用）で補てんしました。

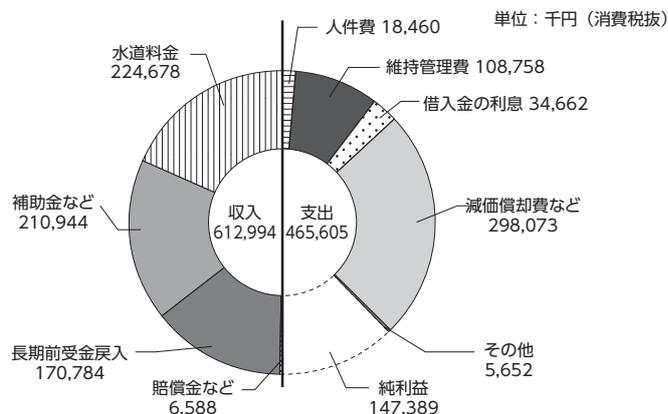


工業用水道事業会計

■ 収益的収支 ■

(工業用水道水を作りお届けするための収入と支出)

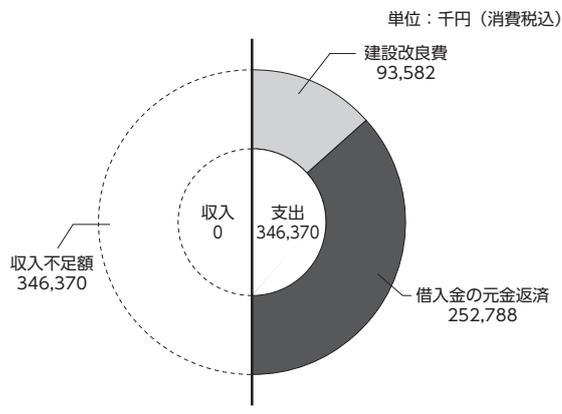
収益的収支の収入合計は6億1,299万4千円、支出合計は4億6,560万5千円で、1億4,738万9千円の純利益となりました。この純利益は、借入金返済のために積み立てました。



■ 資本的収支 ■

(工業用水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支の支出合計は3億4,637万円で、同額の収支不足が発生しました。この収支不足額は、減債積立金や内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない費用）で補てんしました。



令和3年度 資金不足比率 について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項に基づき、資金不足比率及びその算定となる書類について監査委員に審査していただきました。

また、監査委員の意見として、令和3年度資金不足比率については、水道事業、工業用水道事業ともに資金不足は生じていない結果となり、この比率の算定においては、その過程に誤りがなく、算定の基礎となった決算書についても適正に調製されているとの意見を監査委員よりいただき、令和4年第2回議会定例会にて報告いたしました。

広野町における小山浄水場系給水区域の拡大について

広野町の給水区域につきましては、小滝平浄水場(浅見川)と小山浄水場(木戸川)の2箇所から給水する計画をしており、昨年12月から広野工業団地及び二ツ沼地区の一部を小山浄水場の給水に切替を行っております。

本年1月からは更に、下記の着色範囲まで給水区域を拡大し、小滝平浄水場の浄水能力に余力を持たせることにより、広野町の皆様へ安心、安全な水道水を安定的に供給したいと計画しております。

対象区域の皆様には、ご理解とご協力を頂けますようお願いいたします。

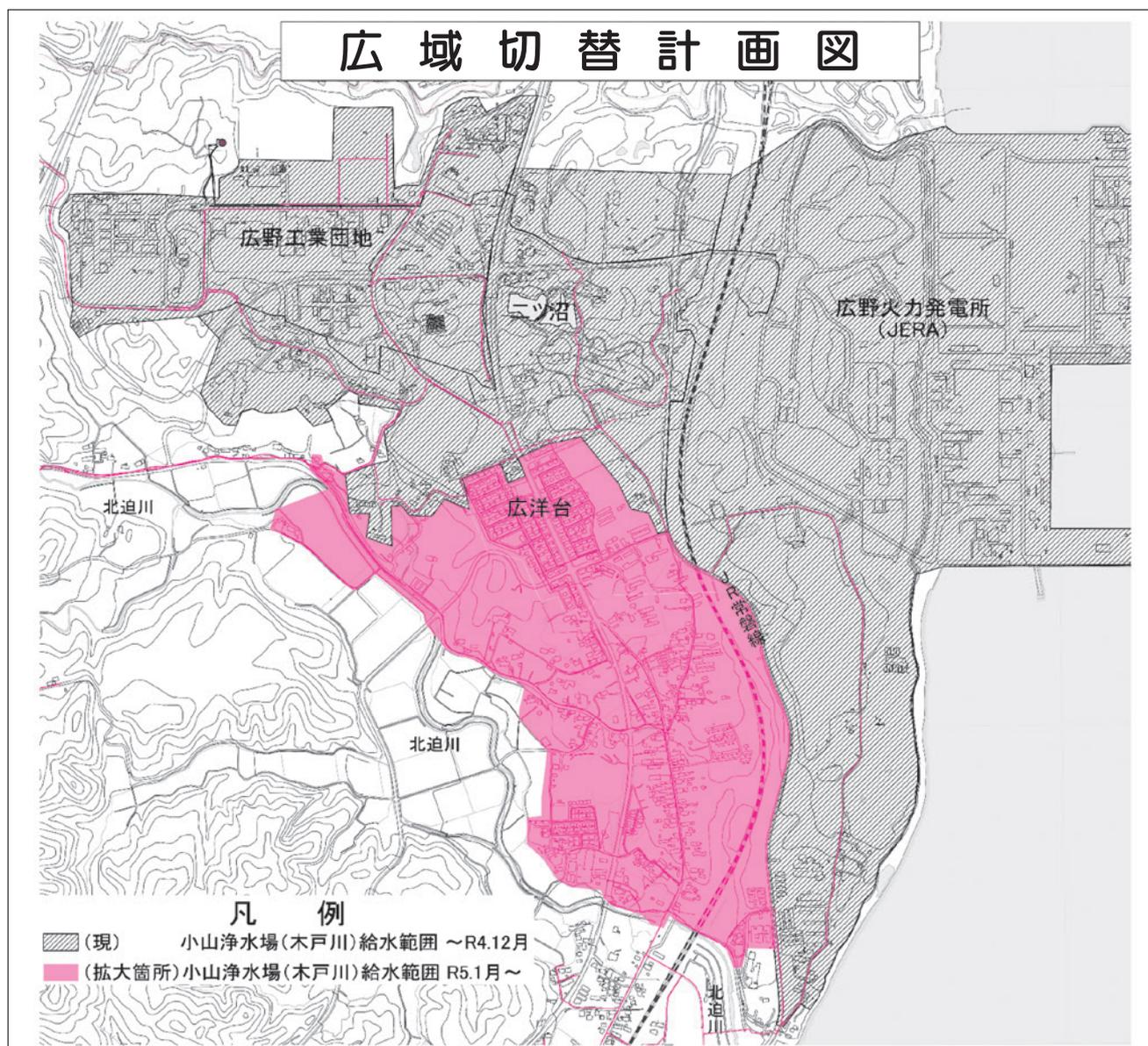
記

1.切替期間

令和4年12月～ 数回にわたって切替予定(断水はありません)

2.問い合わせ先

双葉地方水道企業団 施設課配水係 TEL0240-25-5341【開庁時間】8時30分～17時15分(平日)



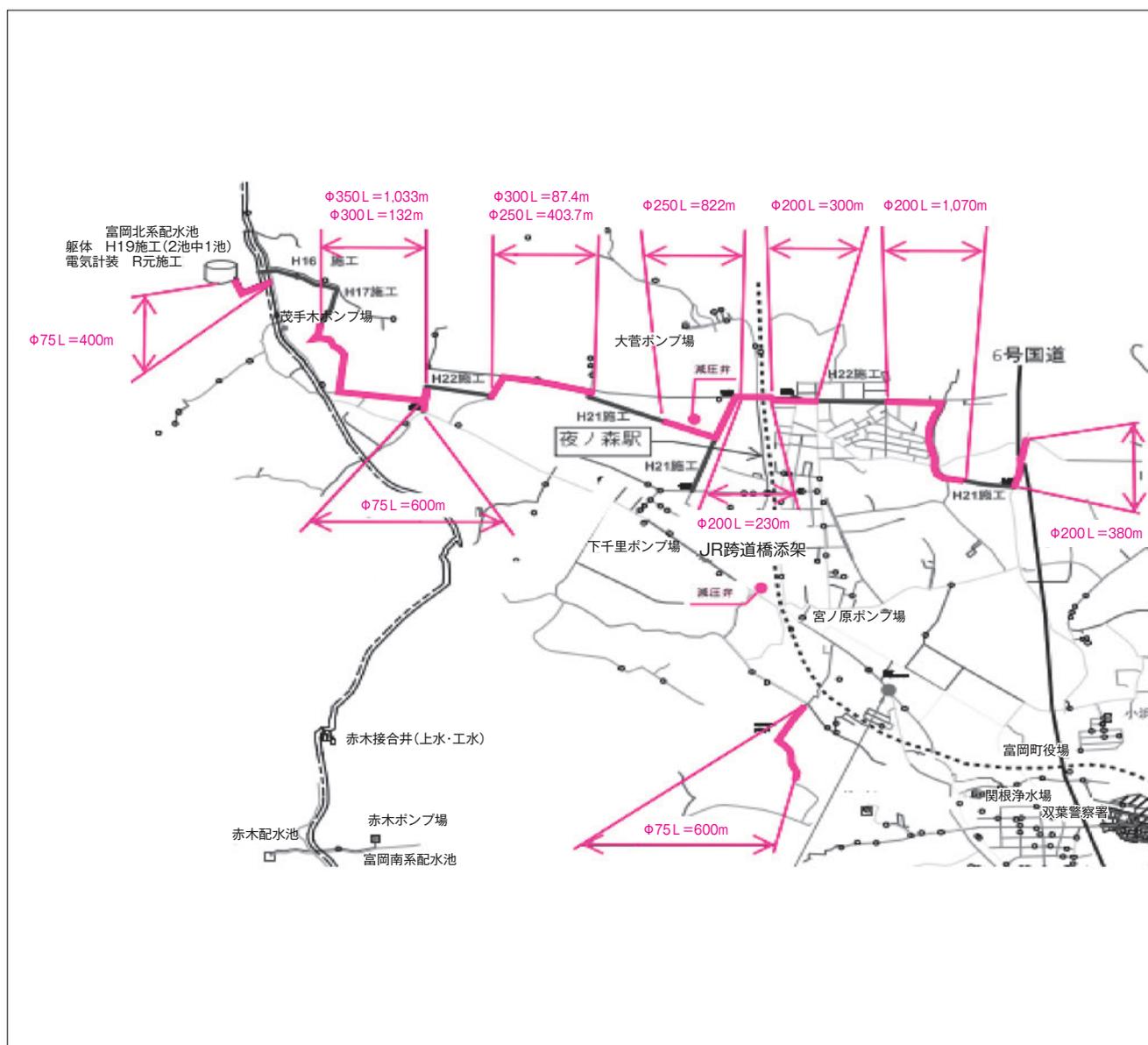
富岡町北部配水管布設工事のお知らせ

現在、富岡町の北部は関根浄水場からの加圧ポンプにて配水していますが、近年は施設の老朽化に伴い故障が頻発していることから、水道水の供給に支障をきたす案件が増加傾向にあります。また水道施設は、耐用年数を大幅に経過している設備も多く早急な対応(施設更新)が求められております。

当企業団における水道事業基本計画(平成17年度)では、既存施設を廃止し小山浄水場からの広域水に切替え、富岡北系配水池からの自然流下にて配水する計画となっておりましたが、震災の影響もあり一部施工したまま休止の状況でありました。

企業団では、震災の影響で休止しておりました富岡北系配水池系統における未整備の配水管布設事業を今年度から再開いたします。

工事期間中は、道路通行の規制(片側交互通行・通行止め)等ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力のほどお願いいたします。



水道メーターの点検について（お願い）

双葉地方水道企業団では、毎月1日から8日までの間に、企業団から委託を受けた水道メーター点検員が、お客様の敷地内にある水道メーターを点検しております。

その際、土や砂利または草木などでメーターボックスが埋没している場合があります。

水道メーターは、計量により水道料金を算出するためのほか、漏水の発見にも役立つ大切な計器です。ボックス付近や内部をきれいに保っていただきますようお願いします。

また、調査のために上記の期間以外においても、水道企業団の職員がお客様の敷地内に立ち入らせていただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

漏水の確認方法について



パイロット

《確認方法》

蛇口を全部閉めて、水道メーターのパイロット（銀色で中心が赤色）が回っていたら漏水です。

《修理方法》

企業団の指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

※企業団のホームページに記載しています。もしくは企業団までお問合せください。

【凍結防止について】

気温が氷点下になると、水道管が凍結して破損したり、水が出なくなったりすることが多くなります。

次のような場所は水道管が凍結しやすいので、**早めに凍結防止**の準備をお願いします。

- むき出しになっている水道管
- 家の北側などで日の当たらない場所の水道管
- 風当りの強い場所の水道管

■保温の仕方

- ①保温材・布などで蛇口まで完全に包み、保温材などが濡れないようにその上からビニールテープなどを巻いてください。
- ②メーターボックスの中は、発泡スチロールや使い古しの毛布、布切れなどを濡れないようにビニール袋に入れて保温してください。

■凍って水が出ないとき

凍ってしまった部分にタオルや布などをかぶせて、その上からゆっくりと**ぬるま湯**をかけてください。

蛇口を開けてもすぐに水が出ない場合がありますが、その場合でも蛇口は開けたままにせず必ず閉め、自然に溶けるのを待ってください。

※熱湯を急にかけて、水道管や蛇口が破損することがありますので、ご注意ください。

■水道管が破裂してしまったら…

メーターボックス内のバルブを閉めて、水を止めてください。破損した部分に布かテープをしっかり巻き付け応急処置をしてから、すぐに水道業者に連絡して修理しましょう。

小学生の皆さんが浄水場見学にきました

6月15日に富岡町立富岡小学校の4年生と、10月28日に広野町立広野小学校の4年生が小山浄水場の見学にお越しいただきました。

社会科見学の一環として水道水ができるまでの仕組みを学ぶため、職員の説明を熱心に聞いて、疑問に思ったことを質問していました。



浄水場見学については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認しながら実施しております。

詳しいお問い合わせは、総務課総務係（TEL0240-25-5315）までお願いします。



安全パトロールを実施しました



11月7日 小山浄水場内（上水道、工業用水道浄水場及び管理本館）の安全パトロールを行いました。

公務災害を未然に防ぎ、浄水場を安心して見学していただけるように、危険と思われる場所や、改善が必要な場所を点検しました。

その後、安全衛生懇談会でどのような対策が必要かを話し合いました。引き続き、安全で働きやすい職場になるように改善を進めていきます。





お知らせ

復旧作業等についてのご協力のお願い

大熊町・双葉町の本格的な水道復旧をめざし、町内の給水に必要な通水試験や漏水調査を順次実施しておりますが、配水管修理及び水道メーター付近の調査や止水作業のため、企業団職員並びに委託修理業者がお客様の敷地内へ立入りさせていただく場合があります。

早期復旧を目指し修繕工事等を進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金について

■水道料金表(1か月につき)(税抜)

□ 径	基本料金 (10㎡まで)	従量料金 (11㎡から)
13mm	1,153円	10㎡まで基本料金 1㎡につき120円
20mm	1,400円	
25mm	2,753円	
30mm	3,810円	
40mm	6,381円	
50mm	9,810円	
75mm	21,524円	
100mm	37,810円	
125mm	40,000円	
150mm	45,048円	
臨時用	258円	1㎡まで基本料金 2㎡から1㎡につき 258円

【計算方法】

【基本料金(税抜) + (使用水量 - 10㎡) × 従量料金(税抜)】 × 1.1 消費税率10% = **水道料金**

【計算例】

メーター口径13mmの家庭で、1か月に28㎡使用した場合

【1,153円 + (28㎡ - 10㎡) × 120円】 × 1.1 = **3,644.3円**

水道料金 3,644円

(1円未満切り捨て)



●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡楡葉町大字上小墾字小山 6-2

TEL : 0240-25-5315 (代表)

FAX : 0240-25-5385

ホームページアドレス <https://www.f-mizu.jp>

主なお問い合わせ内容	問い合わせ先	
・水道の使用開始、休止 ・水道料金、水道メーター検針	総務課 (営業係)	0240-25-5323
・水道工事、漏水、水質	施設課	0240-25-5341
・給水装置 (給水管や蛇口など) 工事	施設課 (給水係)	0240-26-0911

【開庁時間】8時30分～17時15分(平日)